

平成 20 年度 第 16 回 定例会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 20 年 12 月 10 日 (水) 午後 2 時 03 分  
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

# 第 16 回定例会議事日程

1 日 時 平成 20 年 12 月 10 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

## 3 会議に付すべき事件

- 第 1 第 34 号議案 八王子市文化財保護行政の指針について (継続)
- 第 2 第 35 号議案 八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について
- 第 3 第 36 号議案 八王子市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則設定について

## 4 報告事項

- ・学校における八王子式天窓転落防止柵の設置について (施設整備課)
- ・第 68 回国民体育大会八王子市準備委員会設立発起人会の設立について (スポーツ振興課)
- ・新体育館の整備基本方針・基本計画のパブリックコメント結果について (スポーツ振興課)
- ・平成 21 年成人式について (生涯学習総務課)
- ・インフルエンザの発症状況について (学事課)

---

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長	( 1 番 )	小田原	榮
委 員	( 2 番 )	和 田	孝
委 員	( 3 番 )	川 上	剋 美
委 員	( 4 番 )	水 崎	知 代
教 育 長	( 5 番 )	石 川	和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 ( 再 掲 ) 石 川 和 昭

学校教育部長	石垣繁雄
学校教育部参事 指導室長事務取扱 (教職員人事・指導担当)	由井良昌
教育総務課長	天野高延
学校教育部主幹 (企画調整担当)	穂坂敏明
施設整備課長	萩生田孝
学校教育部主幹 (中学校給食担当)	小松正照
学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	海野千細
指導室統括指導主事	宇都宮聡
指導室前任指導主事	山下久也
生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 (八王子市図書館長)	坂倉仁
生涯学習総務課長	桑原次夫
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
学習支援課長	牧野晴信
文化財課長	渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	若林育男
生涯学習スポーツ部主幹 (生涯学習センター図書館長)	遠藤幸保
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館長)	森文男
教育総務課主査	後藤浩之
施設整備課主査	太田國芳
生涯学習総務課主査	齋藤和仁
文化財課主任	土井義夫

事務局職員出席者

教育総務課副主査	小林なつ子
教育総務課主任	佐藤秀靖

【午後2時03分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成20年度第16回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 4番 水崎知代委員 を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、事務局から「平成21年成人式について」を追加報告したい旨の申し出がありました。これにつきましても議事に加えたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

小田原委員長 まず、日程の第1、第34号議案、八王子市文化財保護行政の指針について（継続）を議題に供します。

本案について、文化財課から説明願います。

渡辺文化財課長 それでは八王子市文化財保護行政の指針につきまして、前回、御指摘をいただきましたところにつきまして、文言整理を行い再提出いたしました。

御説明の前に一つ訂正をお願いしたいところがございますので、よろしくお願いいたします。指針の第7をごらんいただきたいと思います。「文化財の保護ならびに公開の拠点施設となる施設の拡充を図る」ということで、施設が重なっておりますので、前の施設を削除していただきたいと思います。したがって、「文化財の保護ならびに公開の拠点となる施設の拡充を図る」、このように訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、土井の方から説明をさせていただきます。

土井文化財課主任 前回、御指摘いただいた点を文言整理させていただきました。

項目第2項並びに第6項、第7項を変更しております。

第2項は後半部分、「その成果を基に、保護計画立案のための資料を作成する。」とありましたが、それを「その成果を基に、保護計画を立案する。」というふうに改めております。

それから、第6項ですが、前回提出したものに「国史跡八王子城跡をはじめとして」と「八王子城跡」を入れてありましたが、今回はそれを削除しまして、「城跡をはじめとして史跡の保存整備に努め、広く公開していく。」というふうに改めております。

それから第7項です。「文化財の保護ならびに公開の拠点施設として、老朽化・狭隘化した郷土資料館に代わる新博物館の建設を図る。」とありましたが、「文化財の保護ならびに公開の拠点となる施設の拡充を図る。」というふうに改めております。

以上でございます。

小田原委員長 文化財課からの説明は終わりました。

本案について御質疑・御意見ございましたらどうぞ。何かございませんか。

水崎委員 文化財保護行政指針、私、内容はこれでよろしいかと思うんです。私がちょっと勉強不足だったなと思ったのは、実は文化財保護審議会の昨年8月と今年2月の会議録を、私ちょっと昨日ホームページで見まして、そこでずっと3年間にわたってこの保護行政のあり方、これを検討してきたと。それでそれに基づいて今回指針を出すことになったということで、議論をずっとしてきたということを私ちょっと気づいていなかったもので。そして、その議論のもとになるのか、議論のもとにできたのか、ちょっとそこら辺はあれなんですけれども。前に見せていただいた文章になった指針がありましたよね。あそこに書いてあるものも含めて、この指針という、この具体的なこのすっきりした形で出てきたと、そういう理解の仕方よろしいんですか。

渡辺文化財課長 そのとおりでございます。文章をこのような形の指針という形式に変えさせていただいたということでございます。

小田原委員長 そうすると、その前文がくっつかなくていいんですか。

水崎委員 今、委員長がおっしゃったことなんですけど。この文章はよくまとめてあるんで、これを読むと、それで指針ができたんだなと理解ができるので、ぜひ、この文章は残しておく必要があるかなと思いますし、きちっと形にしておいて、それでこの指針がくっつくという形にした方が理解できるかなと思いました。

小田原委員長 どうですか。

土井文化財課主任 指針は指針としてこれは出しますが、外へ紹介するときにはねらいといったようなこととか、それから文化財保護審議会の議論の内容とかは中に出していきたいなというふうに考えております。私どもでも毎年文化財年報という小史を出しますので、その中で広く紹介して周知していきたいと考えております。

小田原委員長　　そういうことですが、どうですか。

水崎委員　　「はじめに」という文章と現状と今後の課題とかありますよね。これは審議会で議論していくときの素案となったものがこれということなんですか。

土井文化財課主任　　こういう形にまとめてしまうと、ちょっとそっけないところもありますけれども。一応、ああいう議論の中で言われてきたことを全部この中でまとめているつもりでございます。

水崎委員　　よくわかりました。では、それをもとにこの指針がすっきりした形で出てきたと理解していいんですね。

　　そしてあと、もう一つ。文化財は史跡・旧跡・天然記念物・有形無形文化財、有形無形の民族文化財、これ全部含めて文化財ととっていいと。その指針だととっていいということでしょうか。

渡辺文化財課長　　そのとおりでございます。

水崎委員　　八王子は歴史と文化のまちと言われていて、ぜひ、この文化財の保護というのは力を入れてやっていただきたいなというのは私の願いでもあり、多くの市民の方もそう思っていると思うんですね。ぜひ、これをもとにどんどん進めていっていただきたいなというのが私の感想です。よろしくお願いします。

小田原委員長　　そのほか、いかがですか。

　　文化財については、以前からいろいろこの席でも話題になってはいたんですが。有形無形のもの、うずもれたもの、たくさんあるだろうと思います。だからそれをもっと表に出していく必要があるだろうというのがこの場でも話されてきたんですが。前回出されていたものがあるから、今回これだけになったというふうに受け取れば受け取れるけれども、また変なものを出すと、また突っかれるからまた戻されては大変だという思惑がないわけでもない、そんな感じもするんですが。

　　つまり、こういう保護行政をきちんとした形で進めなければいけないから、この指針をあえて出したわけです。とすれば、なぜこういうものを出すのかということをあわせて、やはり一緒に言うことが、より強固のものにするはずなんです。水崎委員が言ったような、余り追求はされませんでしたけれども。それがそのまま世の中にアピールすることにもなるはずなんですよ。ただ、この紙1枚で指針として議案に出すということだけじゃなくて。そういうことは考えなければいけないことなんです。それをつけ加えておきます。

　　特に御意見もないようでございますので、本案についてご提案のとおり認めるというこ

とについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第34号議案については、このように決定することにいたしました。お疲れさまでした。

小田原委員長 次に、日程第2、第35号議案、八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について議題に供します。生涯学習総務課から御説明願います。

桑原生涯学習総務課長 それでは、第35号議案、八王子市生涯学習審議会委員の委嘱について御説明いたします。

本年9月1日をもちまして退任しました糸賀委員の後任としまして、新しく委員を選出するものでございます。八王子市生涯学習審議会条例第3条の規定に基づき、下記の者に生涯学習審議会委員を委嘱するものをお願いをしております。お名前につきましては山崎久道。住所は世田谷区赤堤一丁目14-11。生年月日は昭和21年3月26日。任期につきましては前任の残期間、21年1月1日から22年6月30日までという期間になります。

山崎久道氏の経歴でございますが、現在は中央大学文学部の教授でございます。専攻は社会情報学の専攻でございます。専門分野は情報検索と専門図書館ということになります。著書には専門図書館経営などがございます。

以上、御審議願いたいと思います。

小田原委員長 ただいま生涯学習総務課からの説明は終わりました。

本案について御質疑・御意見ございましたら、どうぞ。いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、お諮りいたします。

第35号議案については、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員異議ないものと認めます。よって第35号議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第3、第36号議案、八王子市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則設定について議題に供します。

本案について教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長　それでは、第36号議案、八王子市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則設定についてでございます。これにつきましては傍聴人の定員の部分につきまして変更するというようなことでございます。

説明につきましては後藤主査から行います。

後藤教育総務課主査　八王子市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則設定について御説明をさせていただきます。

第36号議案をごらんいただきたいと思っておりますけれども、八王子市教育委員会傍聴人規則第3条に、これまで40人ということで傍聴人の定員が定められておりました。この定員を会場の大きさや提出の案件等によって、その必要があれば40人ということではなくて、委員長が必要であると認めるときは変更できるというような規定にするものでございます。

具体的には第3条のただし書きを追加するというので、新旧対照表の改正後の下線の部分、「ただし、委員長が必要と認めるときは、これを変更することができる。」ということを追加するものでございます。

施行は公布した日からとさせていただきますと考えております。

説明は以上でございます。

小田原委員長　教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑・御意見あわせてありましたら、どうぞ。

和田委員　私、この傍聴人の数をできるだけ多くの方に聞いていただき、開けた教育委員会にしていきたいなというふうに思っておりますので、この規定については賛成をしているところなんです。具体的な手続きとして、例えば40人の定員が、その日になって委員長が傍聴人の数をふやしてもいいですよと、そういう当日の判断ということになるのでしょうか。会場等の設定等もあっていろいろあると思うんですが。要するにこれをどういうふうに周知していくのかというあたりが、なかなか難しい部分ではないかと思うんですけれども、どんな手続きをお考えになっておりますか。

後藤教育総務課主査　これまで傍聴人の人数ということで、毎回、傍聴していただいている数を統計的に見ますと、やはり10人前後に毎回来ていただいております。それとあとは具体的に言えば教科書の採択であるとかは多くの方がいらっしゃっておりますので、周知の方は図っていくようですけれども、ある程度事前に案件の内容によっては傍聴人の数が4

0名を超えるだろうというようなことで推測できますので、その時点についてはあらかじめ委員長の方に定員の方をふやす決定の方をしていただきたいと思います。

和田委員 それは事前に周知するということがよろしいんですか。この会議については市民の関心も高い。会場も確保できていることについては、教育委員会の開催に当たって傍聴人の数をふやすということを周知するわけですね。そういうことの考えでいいんですか。

小田原委員長 そういうことをするのですか。今回は40人を超えても構いませんよということをお知らせするわけですか。

後藤教育総務課主査 方法としては告示等で案件を確定しますので、その時点で人数を決める形。会場が大きい場所で開催するだとか、あと案件によってはその時点で定員を拡大させるというようなことを周知していくということ考えております。

小田原委員長 そんな判断はだれがするんですか。

川上委員 先ほどから出ていますように、その案件でよろしいというのは委員長が決定するんですね、40人以上ということは。それはいつの日かといったら、その告示をする前ということですね。それをホームページ上で告示するんですね、この議題を載せるわけですね。そのときに載せてあれば。金曜日ですね。

後藤教育総務主査 定例会の3日前まで。

小田原委員長 それはただ難しいんじゃないですか。

川上委員 そうですか。

小田原委員長 傍聴人に対して私たちが、この議題については傍聴人がふえるだろうから40人を超えても構いませんよ。そうでないときには40人ですよという。

川上委員 それがだからもともとがおかしいので。40人というのをまず決めてあることがおかしいんですが、多分、それは親切で40人以上は絶対に入らないところから入ってきている。逆にもし定員をつけなければ何名でもいいですが、今日の会議場は何名で締め切りですから、いらしてもお入りいただけない場面が出てくるから、と思って私は40人というふうに決めていらっしゃるんだというふうに思っているんですね、この規則は。ですから、もともとそういうことでいけば、いつでも人数制限がなくてもできるはずなんです、お断りするようになっては申しわけないというところから、これが入っているんだというふうに思っている。

ですから、もしそうでなければ、会場にもっと座席数が確保できるのであれば、私は議案そのものというふうに考えることはないと思っております、何名まで入れま

すとか、そういうのはたびたび、それは物理的というか簡単にできるんですね、この座席数だけで。議案の中身で私はふやすとか制限するというのは、私自身は個人的には違うようにも思っているんです。これはこうだろうからというのではなくて、ただ。

小田原委員長 僕は前もってそういうふうにつくっているのは、やはり誤りだと思いますね。

川上委員 決めるのは。

小田原委員長 どうですか。

水崎委員 市民の関心はそれぞれだと思うので、たまたま今までがこれについては多かった、日ごろはこのぐらいだったというんであって。その数字を読めるかどうかというのは市民の関心によると思うんで、私も小田原委員長と意見は同じです。

あともう一つ。40人というのは、これはこの教育委員会の定例会について40人という定員なんですか。それとも例えばほかの議会とか委員会とかいろいろありますよね、審議会も傍聴できますよね。その人数はそこの会がまたそれぞれ決めるものなんですか。ちょっとそこを教えてください。

天野教育総務課長 そうでございます。これにつきましては教育委員会の定員という形で、議会につきましては25名ということで、各その委員会傍聴規程によって人数は異なります。

小田原委員長 その人数規定がないというのはあるんですか。

天野教育総務課長 申しわけありません。正式には個々には調べておりません。ただ、見た中では定員の方が決められているというのが多かったというものでございます。

石川教育長 これももとは傍聴人の数がどのぐらい入れるかという、常設というか、いつもやっているその会場のキャパによるんだらうと思うんですよ。多分、この部屋を想定して今までやってきているんだらうと思うんですね、ここに移ってきてからは。そうするとやはり40人ぐらいがいっぱいなのかなという、そういうことなんで。要するに規則を改正しましたということ公にして、その都度の判断でいいんじゃないでしょうか。ここだってもう少し全体に詰めれば、もし50人がそのときの案件によって集まれば、それは委員長の判断で入れてもいいんじゃないでしょうかね。とにかくその案件をこちらがその価値判断と言いますが、多いだらうとか少ないだらうとかというのはやはりおかしな話で、それはやはり傍聴人の価値によって決まるわけですから。だから来た人ができるだけ聞けるような体制をこちらもとればいいということで、これだけ公開すればいいんじゃないで

すか。

小田原委員長　　ということですが、何か。

後藤教育総務課主査　　先ほどのお話なんですけれども、八王子市以外の規則等は、ちょっと確認はしていないんですけれども、教育委員会の傍聴人の規則でほかの自治体のを調べたんですけれども、中には確かに人数の制限は定めていなくて、例えば定員を制限することができるだとか、人数を定員数ということで定めていない規則もあることはありました。ただ、ほとんどの自治体で、やはり定員が何人ということで、必要があるときは変動できるというような規定が多かったです。

小田原委員長　　ということですが、いかがですか。

和田委員　　その、やはり当日の状況で変わってくると思うんですが、なぜそういう質問をしたのかと言うと、関連資料の中に、その市民の関心の高さ等によって変更できるという文言があったものですから、要件としては、やはり収容人数の関係でそうなっているんだろうと思いますので、教育委員会で開催される会場が受け入れられるのであれば、それはその当日いらした方に、一応40人というんですから40人以上になれば抽選になったりとかいろいろなことをしなければいけないことになるわけですよ。その時点での判断ということでもいいということで、よろしいんでしょうか、考え方としては。

天野教育総務課長　　今の和田委員さんのような考え方で進められるかなというふうに思っています。

小田原委員長　　そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　変えるのであるならば、第8条なんかは変えるつもりはないんですか。第8条は必要かどうか。公開しているわけですよ。公開していて、そして会議録も出しているわけですよ。それを写真もいけない、録音もいけないというのは何でというふうに言われたら答えられますか。

天野教育総務課長　　写真等につきましては、個々のお顔が出るとかといった部分があって、個人情報の部分があるかなというふうに思います。

小田原委員長　　それは個人情報になるんですか。

天野教育総務課長　　ただ、特定に許可があれば、この間の意見交換会もそうでしたけれども、入りますけれどもよろしいでしょうかというような形をとればということで、そのただし書きがついているという形になりますので、そこはこういった規定は必要かなという

ふうに思います。

小田原委員長 これは、では第8条に傍聴人のところを合わせたというふうに、むしろ考えた方がいいということですか。

天野教育総務課長 はい。

水崎委員 写真もいいんですけど、これは録音してはいけないんですか。録音しても問題ないのではないかなと思ったりもしたんですけれども、どんなものなんでしょうか。

天野教育総務課長 やはり発言の中で、ここまで余りなかった部分がありますけれども、訂正等の発言等があり、また削除という部分もあるかなというふうに思いますので、そこはやはりある程度会議録等の中ではこちらの方で、その議事の進行を見た中で適切な議題の中での判断をいただいた部分を議事録等に残していく必要があるのかなと思いましたが、こういったことが入っているというふうに考えております。

小田原委員長 いかがですか。それはおかしいんじゃないかと思いますが。

石垣学校教育部長 基本的にこの規則については、第8条の部分もそうですけど、議会の中でそこを来さないような形で作っているというのが実態でございます。私はそうずっと今までも認識してきているんですけれども、時代が変わったり、さっきの傍聴の人数も特に決めなくても傍聴することはできるというような方法だってあるのかなと思いますけれども、40人というのは前は教育センターでやっていたんですね。ですからそういう部分の中で40人は入るんですけれども、現実にはここに来たのは昭和58年か、このやはり801会議室でやった場合40人なんて到底入らないわけですね、現実的には。実際にはほとんど傍聴人の方もいらっしゃらなかったと。今はいらっしゃいますけれども、そういう中では委員長裁量で傍聴人を適宜決める、あるいは当日対応がきくのであれば会議室を変えるということもできるのかなとは思いますが。それは告示していますから、特別な部分でここに変わったと。ただ、会場がここからセンターに動くとか、そういうことはできないと思います。その流動性は今回の改正の中で十分できるのかなとは思っております。

それから、第8条の部分については、基本的に議会の方とも調整している部分が、これはずっと前ですから。今は別にこれで調整しているわけではないですから。ただ、議会の方も録音とかそういうことはできないような形になっているので、そういう部分での議会との波及しているというふうになりますけれども、現実には写真を撮ったとしても委員さんのお写真は教育統計に載っかっているわけですから、当然見ることはできるわけです、

隠す必要もないのかなと思いますけど。録音等の部分については、ある意味で教育委員会の合議という形の中で自由な発言という部分を助長するという話の中で、この1項が加えられているのかなと思います。

小田原委員長　それにしても、その理由というのはおかしいんじゃないですか。合議だからといって自由な発言を阻害するのが録音になるとするならば、公開することの意味が問われてくるんじゃないでしょうか。あるいは会議録が正式な会議録ではないということを行っているようなものではありませんか。それは許されないことでしょう。

石垣学校教育部長　少なくともこの中の発言というのは、皆さんみんなで聞いているわけですから、基本的には会議録にあてて、初めて正式なものになるんだろうと私は思っています。そこまでの部分としては、やはり会議録をもって正式な教育委員会の会議ということにしたいとは思っています。

小田原委員長　だからそのことと、録音をとることを禁じることが、その正式な会議録を出すのに支障がある、あるいは阻害するものだということにはならないだろうと言わなきゃいけないんじゃないですか。例えば、ここで発言している事柄を修正する必要があるならば、こういう場で前回のこういう発言については取り消しをさせてくださいということを書いて了承を得なければ取り消せない話でしょう。だからそうじゃなくて勝手に会議録を改ざんしている。そういうことを言ってしまってよろしいんですかと尋ねているわけですよ。

石垣学校教育部長　特に今改ざんしているわけではございませんから、それは委員長のおっしゃるとおりかなと思います。

小田原委員長　そうでしょう。だからその都合があるから録音するなという言い方はいけないんじゃないですかということなんです。

天野教育総務課長　一部には全部聞けば趣旨がわかるところというのはほとんどなんだろうと思いますけど。例えばそのメディアに取り上げられて、その修正する間もなく、その直後に報道されるという、ごく一部をとらえて報道されるという危険性があるわけですよ。その辺のところも配慮されているんじゃないかなというふうに思うんですよね。ですから、私も原則的には録音したって構わないとは思いますがけれども、それをほかの目的に使ってもらっては困るというような条件つきであれば、それはそれでいいのかなというふうには思いますけど。

小田原委員長　著作権の問題とは違うかもしれませんが、発言についてそれを勝手に

に使うということの話だと思いますよね。それを悪用するといったことが起こることもあるんだけれども。これ、ほかの議会とか、ほかの会議の規則等に照らして、教育委員会規則だけがこれを外すということについては、調整を要するという事ならば、これはこれで構わないというふうに思いますけれども。開かれた教育委員会ということを行っている立場であれば、こういうのはなくしていきたいなという希望はありますけれども。

天野教育総務課長　　今のご意見等はほかのところもありますので、一応その辺のところはちょっと私ども調べて検討していきます。

小田原委員長　　調べなくてもいいけれども。そういうほかの方に影響を与えるのであるならば、慌てて改定をすることはないだろうというふうに思います。

　　ちょっと横道にそれましたけれども、第36号議案につきましては、このような改定の案が出ましたけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　特に異議がないということですので、第36号議案につきましては、このように決定することにいたしました。

小田原委員長　　続いて報告事項となります。施設整備課から順次御報告願います。

萩生田施設整備課長　　それでは、学校の天窓からの転落防止対策について、ここで対応策を考えましたので、御報告をさせていただきます。詳細については太田課長補佐の方から報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

太田施設整備課主査　　それでは、お手持ちの資料に基づきまして、御説明の方をさせていただきます。

　　今回の内容につきましては、平成20年6月18日発生した東京都杉並区小学6年生屋上転落死亡事故に伴い、校内事故を未然に防止するため、平成20年6月19日に小・中学校に学校の総点検を依頼させていただきました。その後対応策を検討してまいりました。この間、校内での安全について、児童・生徒及び教職員への周知、危険場所への進入禁止措置等の対策を講じてきたところでございます。このたび、抜本的対策として天窓内部に拓殖大学の協力を得て八王子市考案の転落防止柵を製作いたしました。対象校につきましては、設置についても直営で随時行う予定でございます。

　　それでは、この間の対応について簡単に御説明をさせていただきます。

　　点検後、第1段階といたしまして、緊急的な措置としまして、市内小・中学校で天窓の

設置されている学校を照会し、設置されている学校について天窓の設置がしてある屋上に通常行くことのできないような施設等をするための対応を行いました。

今回、第2段階といたしまして、恒久的対応ということで、天窓の設置してある学校すべてに再度現地確認を行いました。誤って仮に天窓に乗ったとしても下に落下することがないように、天窓に八王子式天窓転落防止柵を設計・製作及び設置を検討しております。

対象校につきましては、小学校で8校、中学校で2校が対象となっております。詳細につきましては、そちらの表の学校でございます。

次に、2ページ目のコスト面の比較について御説明をさせていただきます。

今回の施行・設置に関しましては直営の施行を検討しております。これはコスト縮減の意味を持っております。一応、今回の製作する部材についての比較にさせていただいております。製作につきましては直営でやった場合、全校10校当たり45万8,240円、こちらが直営施行で行えるだろうという試算をしております。仮にこれを同じように業者で施行した場合は240万9,200円、費用差額といたしまして195万960円と200万円近い差が出てまいります。現状では先ほど申しましたように直営で製作・施行という形で調整中でございます。

今回の転落防止柵のメリットについて御説明をさせていただきます。今も御説明させていただきましたようにローコストで安全性の確保が可能になる。さらに業者の製作・設置よりも直営にて製作することによって、金額的には200万円に及ぶコスト縮減が可能になる。設置に関しましては、用務員等の応援も視野に入れ、施行を行い、職員の技術向上にも寄与できる。天窓内部に柵を設置することにより、外観に影響がない。これは本来持っている天窓の用途からいたしますと、やはり光を取り入れるということになりますので、そういう意味でも十分効果が出るということでございます。転落防止柵は金属メッシュを使用しており、ここに書いてありますが採光への影響が少ないと思っております。

デメリットといたしましては、新たな屋上部分の安全点検項目の発生。これは現状も点検は行っているんですけども、新たに柵を設置することによって、全く新しい形で製作をさせていただきましたので、耐用年数等につきまして実績に基づいて検討をさせていただく関係上、この部分はデメリットに挙げさせていただきました。実際に耐用年数は実績判断となり、基本的ランニングコストはかかる予定ではございませんけれども、実績がないため今後の経過観察という形でデメリットに挙げさせていただいております。

その3ページ目につきましては、今回の転落防止柵の平面図、断面図、写真を載せてい

ただいております。

4 ページ目につきましては、転落防止柵の対象校の詳細について述べさせていただいております。実際に天窓の箇所申しますと、小学校につきましては3カ所ございました。中学校におきましては1カ所の天窓がございました。

さらに、今回の転落防止柵を設置するに当たって、この部材の強度計算を拓殖大学の工学部機械システム科の方に依頼をいたしまして、強度につきましては十分な強度が、子供が乗っても落ちないという強度の試験結果を得てございます。

以上でございます。

小田原委員長 施設整備課からの説明は終わりました。

本件につきまして、何か御質疑ございませんか。

萩生田施設整備課長 その前に1点。資料の1ページなんですけれども、1番目的、2番概要で、すみません、また2番で経過とありますけれども、ここは3番に訂正をさせていただいて、その後全部1番繰り上がるといいますか、そんな形ですすみません、訂正をお願いします。

小田原委員長 なんてこうなったかということを考えると、この2番だけが余分なんだよね。何でここだけ「です・ます」調になっているんですか、ご丁寧に。どこからここだけ持ってきたから2番になってしまって、それがずれてしまったというのがすぐ見えてくるわけで、これはまずいんじゃないですか、やはり。まあ、事情があったんでしょうが。この体裁をとっているというのは報告書であるわけだから、やはりもうちょっと丁寧にやっていただきたいですね。またこういう体裁をとったのは、世間にこれが出回るだろうということを考えたからでしょう。八王子市ということで特許も取るわけでしょう、きっと。

萩生田施設整備課長 特許までは考えておりませんが、今後、市政担当記者の方へも情報提供をしようということで考えております。

小田原委員長 しかもと言うか、直営でやるか、業者施行でやるかという直営でやるわけでしょう。こういうことはめったにないわけですよ。新たな方法を取り入れようとしているわけですよ。だからこれは大いにやってほしいことだというふうに思いますので、2番のところも十分訂正して、修正してオープンにしていきたいというふうに思います。

皆様の方で何かございますか。

川上委員 今出ましたけれども、直営って何ですか。

太田施設整備課主査 私どもの職員の中で作業を主体としている人がおります。そちらの作業の方でやるような形をとろうと思っております。直営というのは一般的に私どもの職員のことでございます。

川上委員 これ直営だけ見ても、ちょっと私よくわからないね。

業者施行というのと直営施行というのと、できることは直営でやるのが当たり前だ、何も比べることもないんじゃないかと私は思いますけれど。できないことは当然、専門家にお任せしなきゃならないかもしれませんが、ここで比べてこれだけ安いですなんてわざわざ書き出すものじゃないというふうに私はちょっと思いました。直営が最初わからなかったですね。

小田原委員長 意味があるんでしょう。

萩生田施設整備課長 施設整備課は職員が29人いますけれども、事務職26人以外に営繕作業員というのが3名おります。その3名のうちの1名が実は溶接の免許を持っておりまして、溶接機も自前で持っております。そんな関係で給食の裁断機とか、金属の溶接の要望もかなり学校から多いものですから、そういったことで通常もある程度力を発揮しているんですが、今回もその職員を中心にどんなふうなものがいいのか、ちょっと時間がかかりましたけれども考えた結果がこのようなものという形です。

小田原委員長 それは答えではありません。どうですか。比較する意味はない。あるのかないのか、ないんじゃないのと言われたときにどう答えるかによって。だから削れという話になるかもしれませんけれども、どうなんですか。

萩生田施設整備課長 業者施行については、業者の方に一応見積もりをとった金額を書いております。そういった意味で業者に全部任せるという部分もあるわけですが、職員も通常の業務をやっていますので、そういった中での比較ということで御理解いただきたいと思えます。

小田原委員長 御理解いただきたいということなんですが。答えにならないじゃないですか。この直営施行と業者施行としたときにこれだけの差がある。予算を獲得するためには、これはこういう危険性のあるものですから直さなければいけないという、これも支出のことだから予算が下りないということはないだろうけれども、速やかに予算を下ろすためにはこういうようなことが必要なのか、そういう手段としてやっているのか。そうではなくて直営の部分とするのを今後増やしていきたいと、あるいは活用していきたいという意図があるのか、そこら辺のところになるんじゃないですか。

萩生田施設整備課長　　今、委員長言われた直営部門、今3人いると私どもで言いましたけれども、そういった直営部門でいろいろな技術を持っていますので、そういったものを活用した中でできるものは直営でやっていきたいというふうには考えております。

小田原委員長　　そういう意味では、施設整備課は教育予算の何%になるんですか。学校運営費が12%だとすると、その約5倍ぐらいをとっているだろうと思うんだけど、そういう中でも節減できるところは節減しているんですということをも分アピールしたいんだらうかと、私は好意的に理解したんですけど。

石垣学校教育部長　　6番のところはコスト比較という項目で書いてありますけれども、費用等で45万となりますので、これは原材料費ですので、そういう記載でよろしいのかなとは思っているんですけど。担当所管といたしましても、自分たちが頑張るといようなことをアピールしたいということになってこういう形で記載をしましたので。ここは基本的には費用ということで、職員がやりますよと。では、業者がやったら幾らかかるんだと言ったときに、240万円ぐらいはかかりますよと、そういう質疑のやりとりの中で出てくる金額なのかなと。右肩の表はそういうことだろうと思っております。

小田原委員長　　逆に言うと、たまたま今回は直営というか、つまり本所の職員で工事を担当しますけれども、実際こういうのはいつもできるわけではありませんよということでもって、本来ならばこういうふうにかかることがありますということは示しておかないと、後々大変だということがあるだろう。前回こうだったんだからできるはずだなんて、大体役所の予算見積もりというのはそういう前例が重きを置く傾向にありますから、そのためにもこういうのを示す必要があるだろうと。

石垣学校教育部長　　もう一つは、その天窓をこの安全防止柵というのは基本的に売っているものじゃないんですね。ですからそういう部分、これは大学の方ですけども、安全性も確かめて、ある意味で施設の商品化してきた部分がありますから、これによって全校の直営施工ができるということでございます。

小田原委員長　　それで、どうしますか。

萩生田施設整備課長　　6番のコスト比較のところは、ちょっと文言を考えます。

小田原委員長　　表は左側だけにして、直営もとっちゃって、ただし業者施行にするところということも書かれ、備考か何かで。

川上委員　　それもでもおかしいですよ。できない部分は当然頼まなければならないけれ

ども、できるんだっいたらいつもやらなければいけなくて、頑張ってるんだっいたらいつも頑張っていなきゃいけないということだと思っんですけど。できることはすべてやって、それ以外、どうしようもないことは当然外部に発注しなきゃならないことは出てくると思っるので、わざわざそういうものを取り上げること自体がというふうには思っんですが。わかります、いろいろな皆様の立場がおありだからこういうことが出てくるというのもわかりますけど、もう少しすっきりやればもっと簡単にいくんできすと、思っんです。

小田原委員長　そこをちゃんと言えぱいいと思っんです。言えない部分があるのだからと思っんですけど。施設整備課としては、各学校においても、こういうことをやってほしいというのは、多分あると思っんです。それはそのでき合いのものを買ったり、あるいは業者に発注したりするということが多々あるんじゃないか。それは自分たちでできるところは自分たちでやればこんなにも安くなる、あるいは開発するということとかがあるんだらうと思っんですけれども。

水崎委員　4 ページのところ、八王子式天窓転落防止柵の対象校一覧となっているんですけど、ガラス寸法のこの空欄のところというのは、これはどういう、何かつくりでガラスが入っていないとか何かなんですか。ちょっと教えてください。

太田施設整備課主査　実際にこのガラスの寸法というのは、これは天窓の構造自体が二重構造になってございまして、一番上部のところは通常のFRPのドーム形になっています。その下に1枚網入りのガラスが入っているものと入っていないものがございまして。こちらに記載していないものにつきましては、ガラスが入っていない構造のものというふうなことでございまして。

川上委員　ガラスなしで。

水崎委員　天窓、その樹脂の部分。あれは老朽化して落ちてくるということはないんですか。点検していれば大丈夫なんですか。

太田施設整備課主査　基本的にやはりFRP材質の構造のものが多かったです。劣化は当然しております。今、八王子市、これ建築の方とも共同いたしまして、劣化防止に対する検討を今かけております。ただ、実際にどの段階ですべてのFRPが壊れるということは現状ではないかと思っます。ただ、何かその外的要因で石がぶつかったりとか、人が今回のように乗ったりとか、そういう部分で割れるということは確かにございまして、実際の現状の状態です手を加えなければ、それ自体が亀裂を起こして割れるとか、そういうことは今の段階では、調査の段階までにおいてはなかったです。

小田原委員長　　そこまでいっていないということでしょうけど。何か物が当たったりすれば割れたりするということがあると思いますけど。

太田施設整備課主査　　すみません、1点、ちょっと先ほど言い忘れた、一応この設置に関しましては今年度を予定しております。だから年度内に設置をしていくというふうに考えておるところです。

和田委員　　この直営の施行によってコストを下げていくという考え方はよくわかるんですけども。安全性の確保ということで、恐らく拓殖大学の方にこの安全性の担保をするために、この実験をしていったということで受けとめているんですね。それで余り考え方はいいとは、私自身の心配事が余計なことかもしれないんですけども。万が一、要するに一つ一つ手づくりでやっていくわけですよ。そうすると一般的なこういう実験結果については強度がいいんだと。ただ、先ほどもありましたように溶接まで職員がやるという話ですよ。そうすると一つ一つが個別につくっていくということになっていきますよね。そのことについては、もちろん安全点検をきちっとしていただくということにはなってくると思うんですけども、それはしっかりやっていただきたいというお願いになってくるんですけど。要するに万が一そういう不具合があったような場合には、この一つ一つですから、全部で幾つでしたっけ。

太田施設整備課主査　　40です。

和田委員　　ありますよね。それだけの数があるわけで、それについての不具合があったり何かしたときの最終的な責任とか保険とかというようなものについては、それはどういう形になるんですか、この直営方式というのは。

太田施設整備課主査　　基本的に施設整備の学校施設に関しましては、その施設の保険というのは入ってございます。今回、今御指摘ございました部分につきましては、ここのデメリットでも挙げさせていただいた部分の一つにもなるんですけど、やはり実績の部分での点検は経過措置として必要になってこようかと思えます。現状段階では、こちらの部材に乗ったとき、それとあとその一つ一つの部材の強度自体については、見当をすべてさせていただきましてけれども、実際の設置を行った上での運用に関しましては、これからの実績づくりになっていくかと思えますので、それは点検の中で症例は挙げていきたいと思っています。

和田委員　　でき上がった一つ一つについての点検と、それから設置した後の点検をよろしくお願いしたいと思えます。

小田原委員長 そのほかいかがでしょうか。

では、一部修正をしていただく形にして、本件についてはよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、お疲れさまでした。

それでは、引き続いてスポーツ振興課からお願いします。

遠藤スポーツ振興課長 それでは、第68回国民体育大会八王子市準備委員会設立発起人会の設立について説明をいたします。

第68回国民体育大会の開催に向けまして、来年1月に八王子市準備委員会設立をするための発起人会を設立いたします。発起人会では準備委員会設立趣旨の起草、準備委員会会則の作成、初年度の事業計画及び予算、委員の委嘱、公印の調整などを行います。

準備委員会は発起人会発議を受けまして、来年度設立させ、平成22年度には第68回国民体育大会八王子市実行委員会、仮称でございますけれども、ここに改組いたします。

委員の選定につきましては、できるだけ広範囲な関係各界から委嘱する方向で検討いたします。準備段階から協力を得られるような体制づくりが必要だと考えております。

発起人会のメンバーは裏面に記してございますけれども、構成メンバーは8名でございます。

以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課からの報告は以上ですが、本件につきまして何か御質問・御意見ございませんか。

これは教育委員会でこういうのを決めなければならないことなんですか。

遠藤スポーツ振興課長 そうですね。私どもが一応国体の準備のための今組織になっておりますので、私どもの方で決めさせていただいております。

菊谷生涯学習スポーツ部長 これにつきましては、教育委員会で決めるということではございません。今回も報告事項ということになりますので、八王子市としての意思決定という形になります。

小田原委員長 そういうことですね。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、この発起人会がもう設立されたんですか。

遠藤スポーツ振興課長 いや、来年の1月に。

小田原委員長 来年の1月に設立されるんですか。それで、準備会にいて、そのうちに実行委員会になるという流れですね。そのようなことで動いていきますので、よろしく御協力いただきますようお願いいたします。

では、どうもお疲れさまでした。もう1件。

遠藤スポーツ振興課長 それでは、続きまして新体育館整備基本方針・基本計画（素案）に対する意見の結果について御報告申し上げます。

資料をごらんいただきたいと思います。パブリックコメントを募集いたしまして、いただきました御意見に対する回答案を作成いたしました。案につきましては別紙のとおりでございますけれども、この表記について1点御説明申し上げたいと思っております。

実は「みる」、「みせる」の表記でございますけれども、これにつきましては、観戦の「観」の字、あるいは見学の「見」の字という字がほかにも幾つかあるんですが、あると思います。私どもの方もどれにしようかということできいろいろ考えましたが、結論は「みる」、「みせる」は平仮名で表記したいと考えております。理由といたしましては、「みる」、「みせる」という字そのものは「観」、「見」いろいろありますが、いろいろこの字の持つ意味を辞典で調べますと微妙に違うところもありますけれども、八王子市としましては「見」の「見る」、観戦の「観」の「観る」、あるいは視力の「視」の「視る」といろいろあると思うんです。それを全部含めて、兼ねるといふ形ですかね、そういう形にしたいと思っておりますので「みる」あるいは「みせる」も平仮名というふうに表記したいと思っております。東京都の方のスポーツ振興基本計画を参考にしましたが、それには当初「する」、「みる」という平仮名で表記がございました。ここで冊子にされまして、ここでは見学の「見」という字の「見る」、「見せる」という表記になってございます。観戦という表記はございますけれども、「観」の字の「観る」という字はそこでは使ってございません。そのような理由の中で平仮名の「みる」、「みせる」で統一してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

小田原委員長 ということでございますが、新体育館に関するパブリックコメントについての御報告はいかがですか。

遠藤スポーツ振興課長 追加ですみません。この結果なんですけれども、八王子市市民参加条例施行規則第2条につきましては、ホームページで公開いたしまして公示したいと思っております。

以上でございます。

小田原委員長 それとなんだっけ。その既に出た「みる」、「みせる」は。「みる」、「みせる」は今まで出ている部分、つまり四角で囲った部分はしょうがないわけね。

遠藤スポーツ振興課長 はい。それから、回答案の示し方なんですけど、素案でももちろん示してございますけれども、その理由としまして例えば1番のところなんですけど、大会・イベント会場不足の解消とか具体的な理由も付してございます。これは全体的にそういう表現にしてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

小田原委員長 表現もこのようになっていくということですね。いかがですか。

水崎委員 1番のところなんですけども、2行目の文章の後の方で、有料の駐輪場を整備すべきと、こういう御意見があったみたいなんですけど。この有料の駐輪場というとり方はどのようにとられましたでしょうか。例えば運動広場利用者の駐輪場という意味でこの方は言ってきたのか、それともほかの意味があったのか、どういうとり方をされましたか。

遠藤スポーツ振興課長 運動の体育館利用以外での有料駐輪場の確保は困難ですが、今後検討していきます。

小田原委員長 そのほか、いかがですか。

水崎委員 この前の話のときに、言い切った方がいいんじゃないかというご意見も出た中でこれがつくられたと思うんですね。そして、一応これは考え方を示すということで、中には私、この前の見せてもらったあのままだでもいいのかななんて思っただけなんですけれども、余り言い切ってしまうと、せっかく意見をくださった方がちょっと気分を害さないかななんていう、そういう内容が幾つかあるんですね。例えば3番の回答のところ、「新体育館には、広い多目的室を設置いたしますのでそちらをご利用ください。」、もちろんこれはそのとおりだと思うんですけども、多分この方、大和田のところ困っているんだと思うんです、この地区に欲しいというようなご希望があって。だから今回のこれとは全く趣旨も違うんで、この書き方の内容は間違いではないんですけども、例えば御利用いただきたいと考えますというような、そういうやわらかい書き方にした方が、受け取る側は気分は悪くないかなと、そんな気がしました。

あと、9番の回答のところ、一番最後の行、「『誰もが集うことができる新体育館』に併設することはできません。」と断言されているんですけども、一応考え方を示すという中で、こういう御提案があったということで、できませんとここで断言していいものか。それとも「考えておりません」という言葉で表現した方がいいのかどうか。ちょっと

そこは考えてもいいかなという気がしました。

それと、2番。これもちょっと細かいことになってしまうんですけど、回答の一番下の最後の行で、「複合施設ではなく体育館を建設します。」とこうなっていますが、複合施設にすることは困難ですと、こういう言いの方が意見を出した方には気持ちがいいんじゃないかと思います。文言は皆さんの考えでよろしいと思うんで、私のこれはあくまでも考えなので、皆さんで考えてもらえればと思います。

あと、もう1件、その文言ではない部分で、5番の回答のところ、「平日の昼間の活用法を最重要課題として検討していきます」となっているんですけども、これは確かにこれだけ大きな施設をつくったときに、平日の昼間は、どの程度大きなところが利用されるかなと思うと、確かに最重要課題だなと私も思ったんですね。今現在、市民体育館は平日というのはフルに活用されているのでしょうか。

小田原委員長　　まず前半のところはどうですか。前半のその感想という部分について。

菊谷生涯学習スポーツ部長　　今、水崎委員おっしゃるように、私どもとしては余り断定的な言い方というのはいかがなものかなという部分もございます。ただ、今回のこの案文といたしますか、これにつきましては、前回教育委員会の中でもう少しできないものはできないというような表現がいいんじゃないかというような御指摘もございましたので、部内で検討してこういうような形にいたしました。ただ、今、委員さんのおっしゃっているような形にもう少し何て言うんですか、緩やかな表現ということで再度検討するようにということであれば検討はしたいというふうに思います。

遠藤スポーツ振興課長　　現体育館につきましては、もうほぼいっぱいでございます。やはりいろいろなイベント等を受けるような状況ではございませんので、一般の日はいっぱいでございます。

小田原委員長　　できないものはできないと言って一向に構わないと思いますけど、それは、できないのを希望を持たせる言い方はむしろ失礼だろうと。

それから、ぶっきらぼうと言えばぶっきらぼうなんだけど、例えばさっきの2番のところと言えば、複合施設ではなく体育館を建設するときに、複合施設は新しくつくるよりも、こういう体育館でこういう活用を願って今回つくるんです、そういうことを言うべきなんだろうなと思いますね、言うならば。意見を募集したわけだから、その意見に対して、こういうふうにこの意見についてこういうふうにして、今回計画したものですとかという、そういう答え方だと水崎さんの心配にはこたえていく答え方だろうというふうに思います。

今、これからそれができるかどうかというのは、なかなか難しいけれども。部長のお話のように、部内で検討して直せるものは直すということでよろしいんじゃないでしょうかね。

水崎委員　今現在の体育館はいっぱいだと。あの大きさだと恐らくそうかなとは思っています。今度は広くなったときに、これは相当心配な状況なんではないでしょうか。かなり埋まるかなという、そういういい予測も立てられるんですか。最重要課題となるとどうなんですか。

遠藤スポーツ振興課長　今度の新体育館はアリーナが二つあるような体育館なんですね。一つの中規模の方は一般開放も一応しますので、ある程度利用はできると。要するに大きな方の箱の方ですね。そちらの方については、やはり土日は結構埋まるんじゃないかと思いますが、一般が使える一般の日ですね、そのあたりを、ですから使用がないときには一般開放に向けるとか、広くやはり用途を広げて使わせるように今考えておりますので、なるべくこの課題として受け取りまして利用できるようにしていきたいと思っております。

菊谷生涯学習スポーツ部長　ちょっと出しておいて訂正というのが大変申しわけないのですが、今の5番のところなんですが、「最重要課題」という表現になっていますけれども、ここは「最重要」をとらせていただいて、「活用方法を課題として検討していきます。」というように改めたいと思います。

小田原委員長　何。

菊谷生涯学習スポーツ部長　最重要というのは、これは今スポーツ振興審議会の方でも議論して、非常に経費節減をしながら有効活用ということで、非常に大きなテーマだと思うんですから、こんなような表現にしましたけれども。

小田原委員長　では「最」だけとるのはだめなの。

菊谷生涯学習スポーツ部長　最重要という課題、一つの、ほかと同じように、ほかにも課題はございますので、課題ということで御了解いただければ訂正をしたいというふうに思っています。

小田原委員長　重要なのか、最なのか、課題なのか。ネットで仕切るとかいろいろなことを考えれば利用するのはいっぱいできるということで、答えはできているようなものだけだ。

そのほかいかがですか。特にありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　では、若干の修正があるのを見越して御検討していただいた結果を回答として、それこそパブリックに示すということですね。よろしく願いいたします。

続けて、生涯学習総務課から御報告願います。

桑原生涯学習総務課長　それでは、平成21年度、来月になりますが、成人式について、ここで原案が固まりましたので御報告いたします。報告につきましては、齋藤課長補佐の方から行います。よろしく願いいたします。

齋藤生涯学習総務課主査　それでは、平成21年成人式について御説明をさせていただきます。

今回から名称を成人の日の記念行事から成人式に改めました。

開催日時につきましては、平成21年1月12日の成人の日、午前10時からと正午からの2回開催をいたします。

対象者は昭和63年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、現在におきましては8,084名ということになります。参加者数は3,200名程度と予想しております。

ちなみに対象となる学年が市立中学校を卒業したときの人数は4,628名でございました。

続きまして、プログラムの内容でございますけれども、初めに式典の部でございます。初めに教育長による開式の辞で始まります。続きまして国歌斉唱、市歌斉唱を行います。市歌につきましては、前回までは開式前にテープで会場に流しておりましたけれども、今度の成人式から斉唱に変更いたします。国家と市歌の斉唱につきましては、市内在住のソプラノ歌手、井ノ上ひろみさんをお願いをしております。

続きまして、市長による主催者挨拶、議長による来賓の祝辞、来賓紹介と続きます。新成人の主張でございますが、2名から応募がありましたので、それぞれ午前、午後1名ずつ主張を発表していただきます。その後が実行委員長による閉式の辞となります。

次に、アトラクションの部でございますが、成人式実行委員会製作によるビデオムービー「二十歳旅立ちのエール」を放映いたします。この中で本市出身でありますミュージシャン、ファンキーモンキーベイビーズとそれから同じく本市出身のコメディアンでありますアンジャッシュから、新成人へそれぞれエール・メッセージをもらってございます。それに続きまして創価大学のダンスサークル、D.I.Crewによるダンスパフォーマンスを実施いたします。

それから会場で新成人に毎年プログラムを配ってございますが、今回、ふるさと郵便ということではがき2枚を配布予定でございます。これは二十歳になった新成人から大切な

方、お世話になった方へのメッセージを送るものという趣旨でございます。

それから成人式の実行委員会でございますけれども、広報5月15日号とホームページで委員を公募いたしまして、19歳から23歳の8名で組織をいたしまして、その中に新成人が2名含まれてございます。6月から現在まで10回ほどの実行委員会を行いまして、今回のプログラムの内容を決定いたしました。

最後になりましたが、教育委員の皆様への御出席のお願いでございますが、本日の定例会が終了いたしましたら事務局よりお渡しをさせていただきますので、出席の方をどうかよろしくお願いをいたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

小田原委員長 生涯学習総務課の報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

水崎委員 会場でプログラムとあわせてふるさと郵便、はがき2枚を配布予定ということですが。これは、この前の成人式は何か配布されましたか。

桑原生涯学習総務課長 いいえ、配布していません。

水崎委員 では、今回初めて配布という。

桑原生涯学習総務課長 3年ぐらい前までは記念品でネクタイですとかいろいろなものを配布しましたけれども、それを一度やめまして、いわゆる今回は記念品という形ではなくて、プログラムの中の一環としてその中に織り込んで、ふるさと郵便で、来た方に、今説明したように大事な方ですとか、ふるさとの親御さんにお礼の意味で、そういうものを書いて出していただくというような意味合いを持って、今回そういうものを入れたと。記念品という形ではございません。

水崎委員 この実行委員会のメンバーの中からこの案が、意見が出たということなんですか。

桑原生涯学習総務課長 この話は郵政事業所から話がありまして、持ちかけがですね、正式には。それを実行委員会にかけまして、実行委員会の中でもんで、最終的にそういうことをやろうということで決めてございます。

水崎委員 二十歳の子どもたちは使いますかね、どうでしょう。

桑原生涯学習総務課長 ちょっとサンプルですけど、今、実行委員会の方でつくったもの、この官製はがきを印刷しまして、ここにメッセージを書いて、これは通常のはがきでございますので、このままそこで投函できるような方法をとろうかと今考えています。

小田原委員長 その中身は何なのですか。ちょっと回してください。

今までよりは100円かかるわけね、お金が。

川上委員 ここにペンと郵便ポストを置いておけば、その会場からも出せると。

小田原委員長 このデザインがいいかどうかは別なんだけどね。これでもうちょっと何かならないのですか。出したくなるような。

石川教育長 私もそれを指摘したんですけど、一応成人になったんだからもうちょっと何か。

川上委員 八王子と書いてありますか。

小田原委員長 八王子がないです。

石川教育長 この実行委員が、これがいいということのようなんですよ。

桑原生涯学習総務課長 これを入れる封筒には八王子のマークと八王子市というのが入ります。

小田原委員長 そんなものに金を使わないで、こっちに金使えって。はがきに金を使って、封筒なんか金を使うなと言うの。

桑原生涯学習総務課長 封筒は無料で配布をさせていただきます。

小田原委員長 だからそんなんで金がかかっているんだから、だれが金を出すのですか。郵政省が金を出しているんでしょう。そういうんで、人の金は幾らかかってもいいみたいな、そういう考え方というのは国の富を考えない、よろしくないですよ、そんなのは。皆さんは税金1円の重みというのを感じていないんですよ。もっと1円を大事にしてくださいよ。

水崎委員 これは郵便事業が出してくれるのですか。

小田原委員長 いやいや、100円買うわけですよ。

水崎委員 年賀状を出したばかりの時期ですよ。

小田原委員長 それとまた違う。

水崎委員 内容は違うかも。でも出しますかね。

小田原委員長 これは一つの教育的意味を持っているんですよ、多分。そういう話をしないからダメなんです。

川上委員 そうそう、それは意味はあると思う。

小田原委員長 目的、何でそれが必要なのか、やるのかということ。しかも徳になるからこの漢字を使いなさいみたいなことを入れたいわけですよ。この漢字を使って、皆さん

お世話になった人なり、田舎の何とかに出しなさいというそういうことなんです。

石川教育長 その趣旨は封筒に書いてあるわけ。

小田原委員長 ボールペンとか何とかに100円をかけるよりは、これの方に100円をかけるという意味はあるだろうと思いますね。

川上委員 それは私もいいと思いますけれども、あの絵がね。

小田原委員長 そう、あれはだから中身が八王子の、さっきのそれこそ文化財保護の何とかと言っているわけだから、私はこのところでこういうふうに二十歳を迎えた、育ったんですよと、そういうことのメッセージが送れるようなものをつくってほしいわけです。小学校3年生の年賀状の何とかと、あるいは誕生日祝いのカードとは違うんだと。もし、そういうのができないんだったらやめた方がいいよ。出したくなるような中身のものをつくれば、しかもそこに文章化して自分の手書きで、最近流行の年賀状の何とか、印刷されてきたものだけじゃなくて、心のこもった感謝の気持ちなり、お祝いの言葉なりをお互いにやりとりできればいいと、そういう願いだろうと思うんですよね。そこを何で言わないのですか。それがそのまま成人式に変更したか。何で成人式に変更したのか、そのところも説明不足ですよ。何でこのところ、このところが大きいんじゃないですか。あえて発言すれば、だったら何で式辞がないんだと、そういう話になっていくわけです。だからそこのお考えがあるだろうからこうなっているだろうと思うんで、そこをやはり。

石川教育長 主催者挨拶じゃないんだろうな、主催者式辞だろうな、やはり。

小田原委員長 それで市長があいさつというふうに言うのなら、それは一向に構わない。プログラムは式辞だろうと思う、式にするならば。そこは議論のあるところだろうと。まず、何で記念行事から成人式に変更するのか、そこは説明して皆さんの意見を聞いてください。

桑原生涯学習総務課長 式辞に変更した一つの理由は、成人式に変更した。去年の御報告の中でも、この会の中でもやはりちゃんとした式にすべきであるという意見もございましたので、その辺も含めて実行委員会の人と検討しながら、子どもたち、若い子どもたちと検討しながら、では、式辞は式辞で一つ区切りをつけましょうと。一つの形として式をしましょうと。その後にアトラクションを今までやっていたわけだから入れましょうということで、その式としての一つの形をつくらうということで式ということで今回変えてございます。

これにつきましては案を出したときにいろいろな大人の考えじゃなくて、やはり同年代

の人たちの発想といいますが、そういうものを大事にしようということの観点から投げかけた結果、こういうものができて、これでいこうかというふうに考えたわけでございます。もちろん、その感謝の気持ちが、委員長がおっしゃるように自分の御両親ですとか、地方にいるおばあちゃん、おじいちゃんですとか、こういう方に感謝の気持ちを持って、自分は立派に成人したんだよということの感謝の気持ちを持って、そういう教育的な観点からそういうものを出していこうと。これはあくまでも記念品ではなくて、そういうちょっとした気持ちを送ろうということでやってみようかということで、今年度、取り入れたということでございます。取り入れていきたいということです。

川上委員 それは新成人にどのような形で伝えるんですか、今のことを。例えば封筒に書いてあるというのも一つかもしれませんが、閉式の辞のところに入れるとか、新成人の主張では入れられないから、どこでも。そういうことで全員に伝えるようなこと。ここに書いてありますから読んでくださいというんじゃなくて、何かそういうふうなのを伝えられたら。それから感謝もそうですけども、報告ですもんね。それのお礼とか、いろいろな言葉で、感謝は感謝だけにしておいても、余り通じないものがあるのかなと思います、若い人たちに。

桑原生涯学習総務課長 それは実行委員会の方に。

川上委員 実行委員会がそれを決めるんですか。

桑原生涯学習総務課長 の方で伝える方法。当然、市長のあいさつ文書にも入れて市長にしゃべっていただくと思っていますので、そういう形で伝えていきたいと思います。

川上委員 はい、わかりました。

小田原委員長 そのほかに。

水崎委員 考え方はすごくいいと思いますし、よく理解もできますし、この実行委員会の中からの提案となれば、それはやはりやっていかなくてはいけないのかなと思うんですけども。現実を考えたときに、正直今の若者は携帯のメールでやりとりするのが中心なので、このはがきがどこまで利用されるかなと思うととても心配なんです。ちょっと現実を考えたときには気になるなというのが私の個人の感想なんです。

小田原委員長 感想ではなくて、やめろならやめろと言った方が。

水崎委員 では、私はやめた方がいいかなと思います。

川上委員 私はいつも二十歳前後の学生を相手にしていますので、学生たちというのは新しいこと、それからメールばかりの人たちが新しいもので、要するに本来的な意義という

ものをきちんと伝えられるならすっと入っていくものだ。可能性はすごく大きいと思って、私はいいなというふうに思います。

小田原委員長 どうですか。

和田委員 やはり書かせるべきですよ。書かせるという方向で配るべきだと思いますよね。どうでもいいよではなくて、やはりなったんだから書きなさいという話をして、伝えて、それでポストもちゃんと用意してあるから、今日、今の気持ちを書きなさいということ伝えていけばいいんじゃないかなと思うんですね。

桑原生涯学習総務課長 当日は書くコーナーもつくって、ポストはないんで臨時のポストもお願いをしようかなと思います。そこで書いて入れられるように。

川上委員 それこそいっぱい買ってもらっているんだから、郵政省も持ってくれば。

小田原委員長 郵政民営化にお前は賛成かと言われたら、俺は反対なんだけれども、そんなのに何で税金をかけるんだと言われたらどうするのですか。

桑原生涯学習総務課長 そういう関係ではなくて、あくまでも感謝の気持ちを出すと。やはりそういう、また手紙の文化というものもありますし、そういうところを大事にしていきたいということ考えております。

小田原委員長 やはり僕は、水崎さんがメールが今の世の中ではやっている。メールについて規制を僕は好まないんですけども。使うな、持たせるなという、それと逆の形でメールでなくてこういうのもって心が通ずる。自分の言葉でもって自分の気持ちを表現する、そういうことが今欠けているから、これは新成人に向けて私たちのメッセージをこういう形でもって示すのは必要なことだと、僕はやるべきだというふうに思うんですね。2通では足りないという人にどうするかということを考えたり、むしろ。5通ぐらい。書かせる範囲。2通ではちょっと、もっと書かなければいけないところに書く枚数にならないだろうと思うんです。ただお金の関係もあるし、それから水崎さんのような心配もあるから、有効に書かせるにはとりあえず2枚かなということかな。

水崎委員 決して私はメールをいいと思っていないんです。もちろんこれが、今のこの企画ができれば素晴らしいなと私は思っているんですけど。お金がない、お金がないと言われている中で、どこまでこれが利用されるかなといったときに、このお金のかけ方はどうなんだろうというその心配でやめた方がいいんじゃないかと言ったことで、内容が悪くてやめろとか、メールがもうはやっているからそれに合わせろとか、そういう意味で反対と言っているわけじゃなくて、お金がむだに終わったら残念じゃないかという思いが一番強

くて反対ということだったんです。

桑原生涯学習総務課長 私ども多くの参加者に書いていただけるように、いろいろな努力をしてまいりますので。

小田原委員長 変な宣伝にならないようにしないといけないんだよね、年賀状の売り込みみたいな。郵便配達に来た方が年賀状を買いませんかみたいなことを言うわけですよね。そういうやり方をやられると、買いたくなくなるという習性が起こる。書かなくなるような宣伝の仕方が大事だろうと。書きたくなるように、書かせる必要があるわけですけど。それは先ほどの指摘された部分に対して、私たちの方から何かを仕掛けていかなければいけない必要がある、こういう世の中だからなおさら、ということ。

それを成人式にするというのも、これは皆さんどうなんでしょうか。大変、労力のいることなただけでも。今、特に若者が変な育ち方をしていると。それがそのまま大人になってしまうというときに、昔はこういう大人になるにつれての通過儀礼があった、それが今なくなっているから必要なんだというふうに指摘されるわけなただけでも。それならばそれなりのものをしなければいけない。前、この成人式についていろいろあったときに、各地域で公民館でやるべきだというのは、やはり地域に分かれてやるべきであって、まとまってやることはないんじゃないかというような話があったけれども、私は市としてやるならばきちんとして、皆さんは大人になった、これは私たちが認めるわけだし、しっかりやってほしいという、そういうことを伝えることが必要だということでもって、今回まで来ているわけですよね。それをもっときちっと若者に説明するというか、説得するには式という名前がいいということなんですよ。そういうことをちゃんとと言えるかどうか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 今、経費の話も出ましたけれども、成人式は御案内のように、以前は記念品ということで袱紗とか八王子織りのネクタイとかいろいろ記念品を出していましたけれども、やはり質素と申しますか、経費も余りかけないでやった方がいいだろうというような指摘もございまして、今はもう全く記念品はありませんし、会場の市民会館の使用、せっかくアトラクション等でお出いただく方への謝礼、その程度非常に八王子の成人式は質素にやっております。今、いろいろ委員さんからお話があったように、手紙の効用と申しますか、そういうものを考えますと、非常に30万円から40万円前後で済むかなということですので、その分はプラスになりますけども、今まで経費節減をしてきたことからすれば、市民の方も納得いただく内容ではないかと、こんなふうに考えております。

小田原委員長　　ということですが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　御報告ですので、そのようにやりたいということで御了承いただければということが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　では、そのような方向でさらに進めていただきたいというふうに思います。ほかに何か御報告ございますか。

石垣学校教育部長　　学事課から。

野村学事課長　　インフルエンザの発症状況について御報告します。

インフルエンザですが、そろそろインフルエンザがはやる季節になってきました。都内の初発が10月9日に三鷹市内の第六中学校で発生をし、学級閉鎖に至っています。市内の初発は11月15日第九小学校で発生いたしましたが、今日の午前中現在では本市においては学級閉鎖は発生しておらず、九小で1名、七国中学校で1名が休暇をしているのみです。なお、都内の学級閉鎖は1区3市ですね。練馬区と西東京で今学級閉鎖が発生し、過去三鷹と小平ですので、今現在4市でこの季節では学級閉鎖を行っているところです。今のところ市内では休みが2人いるだけです。

以上です。

小田原委員長　　それで、どうなんですか、それは。どういうふうな見通しというか、心配というか。2人だけだから安心だという考えなのか。

野村学事課長　　今期は初発が早かったので流行が早く来るのかなというふうに思っていますが、やはり新型インフルエンザのこともありますけれども、うがいであるとか手洗いのことを各学校徹底するように再三申し上げているんですけれども、それもあり、また暖かいせいもあるかと思うんですけれども、流行が進まないということはいいことだなというふうに思っています。今後も手洗い、うがいを励行するように呼びかけていきたいというふうに考えています。

小田原委員長　　ということですが。今、新型インフルエンザの話が出たけれども。言わなければよかったでしょう。

野村学事課長　　今、庁内で教育部の中で話し合いを。

小田原委員長　　メディアの報道が先行しているような感じがするわけですよ。一方で何か検討されているはずですよ。学校というよりは、なったら大変だみたいな話を聞きます

よね。学校はどうしたらいいか困るわけですよ。年よりは大丈夫だけど若者は大変だみたいな話になって、これは大変ですよ。

野村学事課長 都内で1件でも発生した場合は、全部の学校が休校になるというふうな確認がされている中で、本市においても学校の取り組みについて、基本的な方針を1月ぐらいいには出せるようにしようかなと思って、今、部内で調整を進めるところです。

小田原委員長 八王子は特にそうなんだけれども、都内で1人出たら休校だという話じゃないと思うんですよ。

野村学事課長 いや、全部そういうふうに決まりました。

小田原委員長 いや、だからそういうふうでは対応し切れないということ。例えば神奈川だとか山梨が発生したらどうするのですか。

野村学事課長 そうですね。

小田原委員長 八王子はそういうことを考えなければいけない話なんですよ。だからそういうのとは別に、やはり何か考えてどうするかということを考えていかないといけないだろうということなんですね。そこがどうも1件でとかという話になってくる。1件で1人出たら、ではその1件はという話ではないだろうということなので、そのところの配慮。それから、もたもたしていると皆さんはどうしているんですか、学校はどうするんですかみたいな話になったときに対応するんじゃないだろうということがありますので、その準備だけはしておいていただきたい。

野村学事課長 まず、第一段は、学校長には新型インフルエンザについての研修会を終えたところです。それから東京都主催で何件かここで引き続き管理職、一般教諭向けに何回かある予定です。情報提供はそこで行き渡ると思うんですが、本市の方針としては、基本的な方針程度というふうに思っていますけれども、1月には出せるような形で今準備しております。

小田原委員長 うちの学校ではマスクのつけ方の訓練をしていませんけれども大丈夫ですかみたいな、そんな話が出てくるよ、いずれ。もう一つ、するんですか、しないんですかというような話になっていくんだから。しませんならしません、何でしないんだというふうなことも考えておいていただきたい。

野村学事課長 わかりました。

小田原委員長 ということで、ほかに何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　では、予定された案件は以上ですが、そのほかありますか。委員の皆さんで、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　では、特にないようでございますので、予定した案件はすべて終了いたしました。

以上で本定例会の日程はすべて終了ということになります。

どうもお疲れさまでした。

【午後 3 時 3 9 分閉会】